

岩手県監査委員告示第33号

包括外部監査結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第16号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県企業局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月6日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 外部監査の種類

令和5年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

企業局が実施する事業に関する財務事務の執行について

3 監査委員告示

令和6年3月1日付け岩手県監査委員告示第16号

4 岩手県企業局長からの措置結果通知の内容及び受理日

令和5年度包括外部監査の結果に係る措置状況について 令和7年4月14日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

ア ネットフェンス等補修工事の修繕費処理

金ケ崎ろ過施設ネットフェンス等補修工事について、全て修繕費として処理しているが、ネットフェンス新設部分は資産計上（構築物）すべきである。

イ 勘定科目の見直し

第三工水管理本館の水道料等について支出予算執行整理簿データでは、全て消耗品費で処理されているが、施行規則の勘定科目表に照らすと、光熱水費等にそれぞれ該当すると考えられる。

施行規則で一定の勘定科目が定められており、各地方公営企業がその勘定科目に従って決算情報を作成することで、決算情報の比較可能性が担保されることから、勘定科目の見直しを進めるべきである。

ウ 健康診断費用の会計処理

職員の健康診断費用等について、会計規程の電気事業会計勘定科目表における法定福利費の細目として「健康診断費」が設定されているため、「法定福利費」として処理しているが、地方公営企業法では社会保険料等の企業局負担分のみを法定福利費として定義していることから、会計規程を変更するとともに、「厚生福利費」にて処理すべきである。

エ 共通経費の按分

共通経費について、工業用水道事業：電気事業＝5：5で按分しているが、按分の割合を5：5に設定している根拠は不明である。共通経費の按分は、各事業で計算される利益に直接影響を与えるため、按分にあたっては、より合理的な配賦基準を用いて按分割合を算出し、按分を行うべきである。

オ 会計年度任用職員に関する賞与引当金の未計上

賞与引当金は、職員に対して翌年度に支給する夏季の期末手当及び勤勉手当に備えて見積計上する引当金であるが、会計年度任用職員分の賞与引当金が計上されていなかった。正規職員と会計年度任用職員で異なる取扱をする根拠はないことから、当期以降においては、適切な金額を計上すべきである。

カ 修繕引当金

工業用水道事業が固定負債に計上している修繕引当金は、年次計画により実施予定だった計画修繕によるものではなく、

従前に行われた修繕の執行残であり、「年次計画により実施予定だった計画修繕について、当年度に行うことができなくなったため、次年度以降の修繕に備えてその予定額を計上している」とする修繕引当金の会計方針とは異なるものであるため、現在の修繕引当金は取り崩すべきである。

キ 固定資産明細書の当該年度増減額の誤り

建築基準法に係る手数料について、（目）総係費－（雑）雑費－（細節）手数料と入力すべきところ、細節の入力を行っていなかったことから、更正を行ったところ、建設仮勘定整理簿上、二重計上状態となっている。固定資産明細書の表示に当たり、控除する必要がある、固定資産明細書の表示を修正すべきである。

ク 企業局会計システムによる減価償却費計算の誤り

稲庭高原風力発電所の光回線利用権について、令和３年度及び令和４年度の減価償却費が過大に計上されている。

企業局が所有する減価償却資産の減価償却費は企業局会計システムで計算されるが、取得価格の修正が行われると減価償却費が正確に計算されないケースが生じており、その場合は、手作業で正しい額に修正すべきである。

ケ 貯蔵品の管理

企業局で保有している貯蔵品２点について、50年以上に亘って利用していないものであり、今後も保有し続けることによる管理コスト等を考慮するならば、実物の除却と経理上の減損処理について検討すべきである。

（２）措置内容

ア ネットフェンス等補修工事の修繕費処理

ネットフェンス新設部分については、資産（構築物）として当該部分の財産所得明細書を作成した上で、減価償却費を令和６年度２月補正予算に計上し、会計処理を行った。

イ 勘定科目の見直し

会計規程で定めている勘定科目については、施行規則の勘定科目表に準じた改正を行い、令和７年４月１日から施行することとした。

ウ 健康診断費用の会計処理

職員の健康診断費用等について、「厚生福利費」で処理することとし、会計規程の科目「法定福利費」の節の「健康診断費」を「厚生福利費」の節とする改正を行い、令和７年４月１日から施行することとした。

エ 共通経費の按分

共通経費の按分については、契約内容など個別の状況に応じて配賦基準を設けて令和７年度から適用することとした。

オ 会計年度任用職員に関する賞与引当金の未計上

会計年度任用職員の賞与引当金について、令和６年度分は、令和６年度２月補正予算に計上し、令和７年度以降は、当初予算で計上することとした。

カ 修繕引当金

工業用水道事業会計の固定負債に計上されている修繕引当金については、取崩しを行い、特別利益として令和６年度２月補正予算に計上した。

キ 固定資産明細書の当該年度増減額の誤り

固定資産明細書の表示については、令和５年度決算において、修正した。

ク 企業局会計システムによる減価償却費計算の誤り

過大計上されていた減価償却費については、令和５年度決算において、修正した。

ケ 貯蔵品の管理

貯蔵品については、令和６年３月14日に廃棄処分を決定した。